

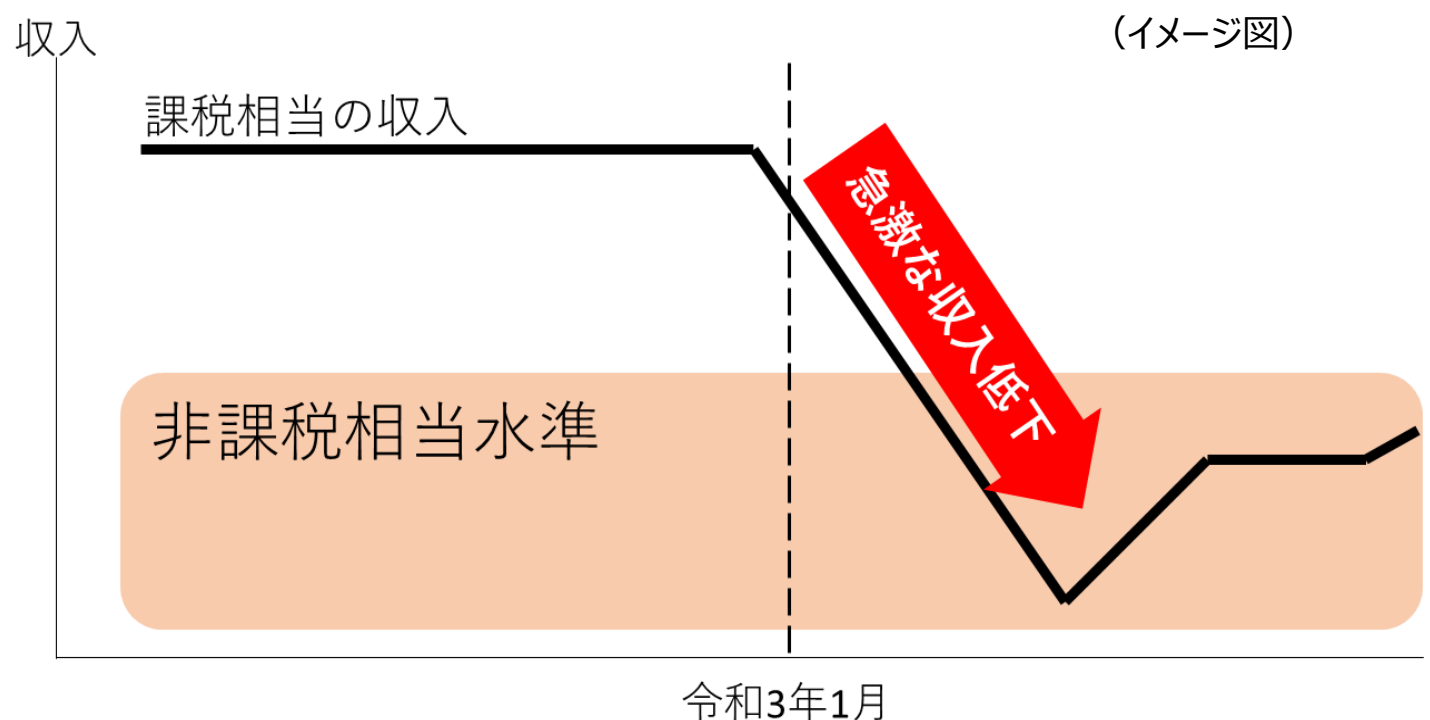
住民税非課税世帯等（家計急変世帯）に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯のほか、令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、住民税非課税相当となった世帯（家計急変世帯）も対象となります。
- 給付金を受給するためには、**申請が必要**です。

＜家計急変の考え方＞

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1月以降の収入が急激に低下した世帯（家計急変世帯）

※家計急変の詳しい判定は、[うら面](#)をご参照ください。



支給額

1世帯あたり **10万円**

※一度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を受けた世帯に属する者を含む世帯は対象になりません。

給付金を受給するためには申請が必要です

申請期間：令和4年2月1日（火）～令和4年9月30日（金）※消印有効

- ◆ 申請は、申請時点で住民登録のある市区町村で行っていただきます。
- ◆ 千葉市に住民登録のある方は、申請書を入手していただき、郵送で申請してください。

【申請書入手方法】

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター（うら面記載）にご連絡いただければ、申請書等をご自宅に郵送いたします。
※市ホームページからもダウンロードいただけますが、その場合、郵送料はご自身でご負担をお願いします。

相談窓口

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限りコールセンターをご利用ください。

- ・中央保健福祉センター（きぼーる）13F
- ・花見川保健福祉センター3F
- ・稲毛保健福祉センター1F
- ・若葉区役所2F
- ・緑保健福祉センター2F
- ・美浜保健福祉センター4F

○設置期間○ 令和4年2月1日（火）～令和4年9月30日（金）
午前8時30分から午後5時30分（土日祝を除く）

○相談内容○ 給付金の制度内容、申請書の記入方法や添付書類等について
※支給対象の確認や申請の受付は行っておりません。



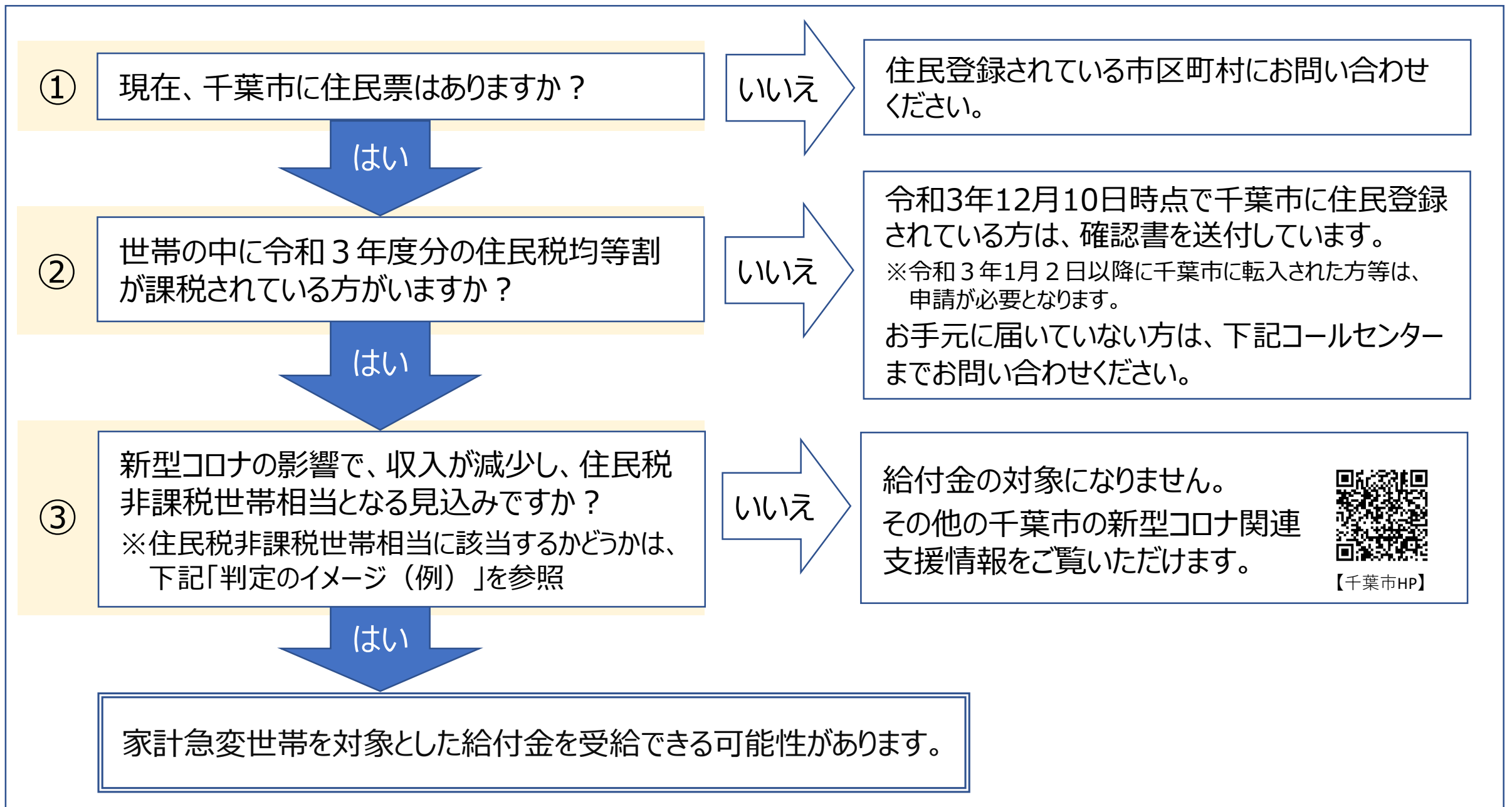
【申請書ダウンロード】

【申請時に必要な書類】

- ① 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）
- ② 簡易な収入（所得）見込額の申立書（第3号別紙）
- ③ 申請・請求者の本人確認書類のコピー
- ④ 受取口座を確認できる書類のコピー
- ⑤ 令和3年度中の収入の見込額又は令和3年1月以降の任意の1カ月の収入の状況を確認できる書類のコピー（世帯の中で収入のある方全員分）

家計急変世帯の判定基準

世帯全員のそれぞれの年収（所得）見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月の収入を12カ月換算した額）が、住民税非課税相当限度額以下であること。（適用される限度額については、下記＜早見表＞をご参照ください。）
 以下は、ご自身が今回の給付金に該当するかどうか簡易的に判断するためのフローチャートです。



判定のイメージ（例）

※新型コロナウイルスの影響で収入が減少したことが前提です。
 ※世帯の中で、収入（住民税均等割が課税）のある方全員について判定します。

（例）世帯人数が2人（夫婦）の場合

世帯主(夫) ※世帯員(妻)を扶養	令和3年1月以降の任意の1カ月の給与収入	10万円	
	年間収入	10万円×12月=120万円	≦ 156.0万円
世帯員(妻)	令和3年1月以降の任意の1カ月の給与収入	4万円	
	年間収入	4万円×12月=48万円	≦ 100.0万円

個々の年間収入見込みが、非課税相当限度額（収入額ベース）以下であるため、**給付金の対象になります。**

※ 給付金の申請手続きについて、下記コールセンターに連絡 ※


＜早見表＞

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族（計1名）扶養している場合	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）扶養している場合	205.7万円以下	136.0万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）扶養している場合	255.7万円以下	171.0万円以下
障害者、寡婦、ひとり親、未成年の場合※	204.4万円未満	135.0万円以下

- 上表の非課税相当限度額は、世帯構成により異なります。
- 遺族年金や障害年金などの非課税の公的年金収入は含みません。
- 収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。この場合、令和3年分所得の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票などの写しで判定します。

お問い合わせ

千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

 **0120-201-745** (フリーダイヤル)

受付時間 8:30～17:30 (土日祝を含む※)

※土日祝は、令和4年3月31日まで

耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX: 043-245-5541



【千葉市HP】